

笠間市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

令和3年4月1日告示第147号

(趣旨)

第1条 この告示は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、市における少子化対策の強化に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対して、住居費及び引越費用の一部を予算の範囲内において補助するものとし、笠間市補助金等交付規則(平成18年3月19日笠間市規則第32号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であって、双方が本市の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の住民基本台帳をいう。)に登録されている世帯をいう。
- (2) 住居費用 婚姻に伴い市内に新たに物件を購入し、又は賃借する際に要した費用で、物件の購入費、賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む。)、共益費、仲介手数料を対象とし、夫婦のいずれかが勤務先等から住居費用に係る手当等の給付を受けている場合にあつては手当額を除く費用をいう。
- (3) 引越費用 婚姻に伴い市内に引越する際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用とし、夫婦のいずれかが勤務先等から引越費用に係る手当等の給付を受けている場合にあつては手当額を除く費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 令和2年分(令和3年4月から同年6月までに第6条第1項の規定による申請(以下「申請」という。)をするときにあつては、令和元年年分の)所得額(以下この号において「所得額」という。)の夫婦の合計額(同号において「所得合計額」という。)が400万円未満であること。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれに定める額を所得合計額から控除するものとする。
 - ア 夫婦の双方又は一方が婚姻を機に離職し、第6条第1項の規定による申請を行う時点において就職していない場合、離職している夫婦の双方又は一方の所得額。
 - イ 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金(公的団体又は民間団体が修学又は生活のために学生に貸与した資金をいう。以下同じ。)の返済を現に行っている場合、令和2年中(令和3年4月から同年6月までに申請をするときにあつては、令和元年中)に返済した貸与型奨学金の合計額。

- (2) 婚姻の届出日において、夫婦の年齢がいずれも満39歳以下であること。
- (3) 婚姻に伴い購入し、若しくは賃借した住宅又は婚姻に伴い引越しをした先の住宅（以下「対象住宅」という。）が市内にあること。
- (4) 対象住宅の売買契約又は賃貸借契約の名義人が夫婦のいずれか一方であり、かつ、賃貸である場合、夫婦の双方又は一方が当該住宅の家賃を支払っていること。
- (5) 夫婦のいずれもが市税等を滞納していないこと。
- (6) 夫婦のいずれもが生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃等の補助を受けていないこと。
- (7) 夫婦のいずれもが笠間市及び他の自治体における結婚新生活支援事業による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (8) 夫婦のいずれもが暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。）でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に支払われた住居費用及び引越費用とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、住居費用及び引越費用の合計額とする。

2 補助金の上限額は、1世帯当たり30万円とする。

3 第1項の合計額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、笠間市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は夫婦の記載のある戸籍謄本若しくは戸籍全部事項証明書
- (2) 夫婦の住民票
- (3) 夫婦の所得証明書
- (4) 離職票又はこれに代わるものの写し（婚姻を機に離職している場合。）
- (5) 貸与型奨学金の返済額が分かる書類（貸与型奨学金の返済を行っている場合。）
- (6) 住宅の売買契約書の写し及び住宅取得費用に係る領収書の写し（住居費用における購入の場合。）
- (7) 賃貸借契約書の写し及び住宅賃貸費用に係る領収書の写し（住居費用における賃貸借の場合。）
- (8) 住宅手当等支給証明書（様式第2号）（住居費用における賃貸借または引越費用の場合。）
- (9) 引越費用に係る領収書の写し（引越費用の場合。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請は、令和3年4月1日から令和3年3月31日までの間に行わなければならない。
(補助金の交付決定)

第7条 市長は、申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、令和2年度笠間市結婚新生活支援事業補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。
(申請事項の変更及び承認)

第8条 前条の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請書の内容について変更が生じたときは、速やかに笠間市結婚新生活支援事業補助金変更承認申請書(様式第4号)に、第6条第1項に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、笠間市結婚新生活支援事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。
(補助金の請求及び交付)

第9条 交付決定者は、第7条第1項に規定する決定通知又は前条第2項に規定する変更承認通知を受けた場合は、速やかに笠間市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付決定者からの請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。
(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、笠間市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により当該交付決定者に対し通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が交付決定を取り消すべき自由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第11条 交付決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。